

令和8年度 埼玉県の水防の変更点について

令和8年8月3日

埼玉県 県土整備部 河川砂防課 防災担当

令和8年度 埼玉県の水防の変更点について

1. 5月29日からの水防体制について
2. 氾濫の発生・切迫を通報する河川について

1. 5月29日からの水防体制について

○県庁

令和8年埼玉県水防計画書より

	変更前（～R8.5.28）	変更後（R8.5.29～）
第1配備	・ 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報で大雨注意報、洪水注意報のいずれかが発表されたとき。 ・ 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報のうち東京都北区に気象庁が発表する高潮警報、国土交通省荒川下流河川事務所が発表する高潮による水防警報（南砂町基準水位観測所）のいずれかが発表されたとき。 ・ 水防長が必要と認めたとき。 ・ 第2配備体制を解除したとき。	・ 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報で大雨注意報、土砂災害注意報のいずれかが発表されたとき。 ・ 気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報のうち東京都北区に気象庁が発表する高潮警報、国土交通省荒川下流河川事務所が発表する高潮による水防警報（南砂町基準水位観測所）のいずれかが発表されたとき。 ・ 水防法第16条により指定された河川の水防警報（水防団待機水位）が発表されたとき。 ・ 水防長が必要と認めたとき。 ・ 第2配備体制を解除したとき。
第2配備	省略	省略

第1配備	少数の人員で主として情報伝達を行う。
第2配備	所属人員を動員し、情報伝達、情報収集、出動要請等を行う。
第3配備	所属人員を全員動員し、万全な体制をとる。

1. 5月29日からの水防体制について

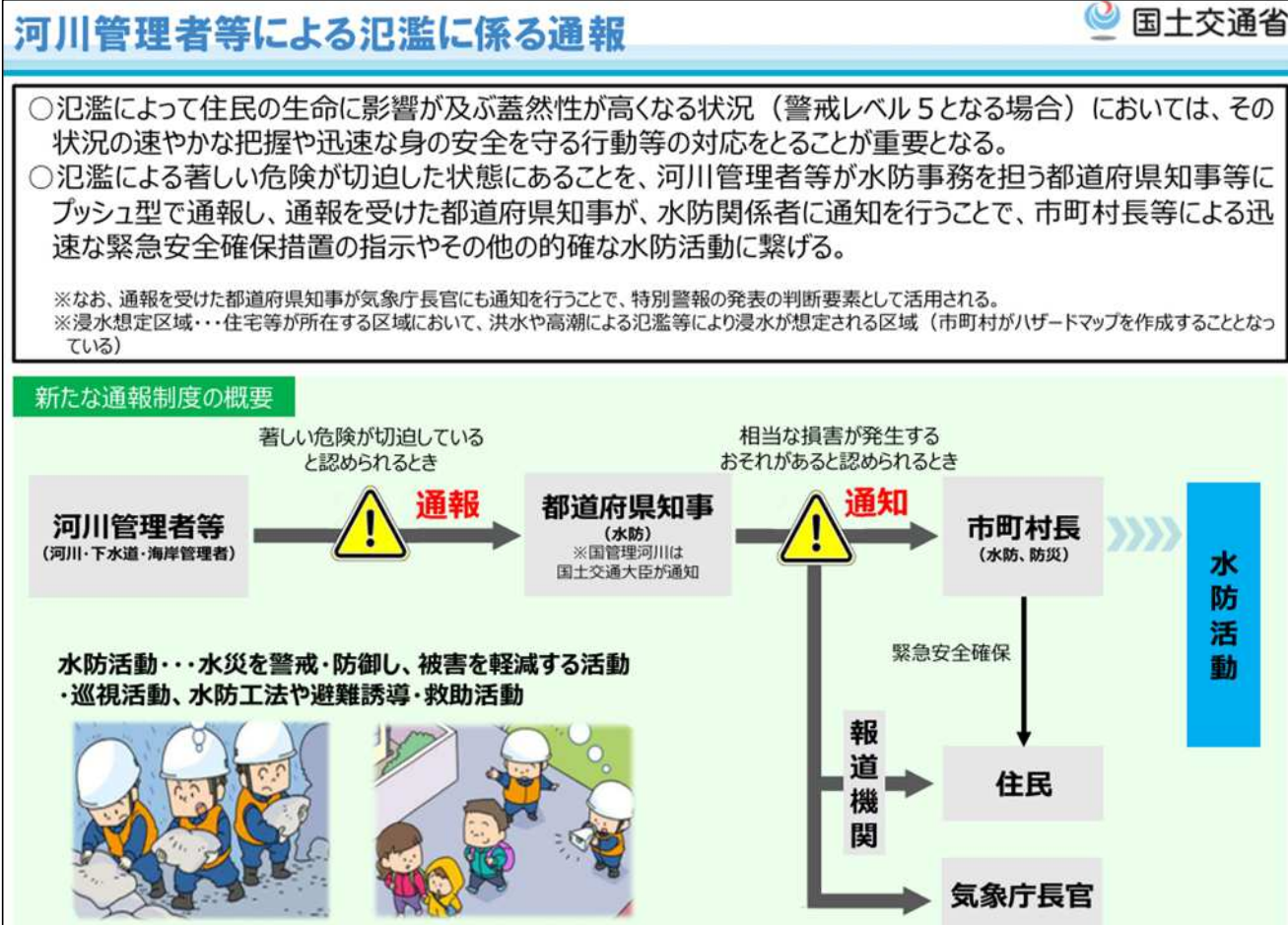
○地域機関 最低限の水防配備基準を記載しております。各事務所により、独自の水防配備基準を設けている場合がございますのでご注意ください。

	変更前（～R8.5.28） ※主要な基準を抜粋	変更後（R8.5.29～）
第1配備	・気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報で洪水注意報が発表されたとき。 （川越、越谷は条件付で大雨注意報から） ※その他、地域の状況による内容あり	・<u>水防法第16条により指定された河川の水防警報（水防団待機水位）が発表されたとき。</u> ・<u>降雨に伴う交通規制が発生した場合。</u> ・水防長が必要と認めたとき。 ・第2配備体制を解除したとき。 ※その他、地域の状況による内容
第2配備	・気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報で大雨警報、洪水警報のいずれかが発表されたとき。 ・洪水警報、水防警報が発表されたとき ※その他、地域の状況による内容あり	・気象業務法第14条の2に基づく水防活動用予警報で大雨警報、<u>土砂災害警報</u>のいずれかが発表されたとき。 ・<u>水防法第10条、第11条により指定された河川の洪水予報が発表されたとき。</u> ・<u>水防法第13条により指定された河川の水位周知が発表されたとき。</u> ・<u>水防法第16条により指定された河川の水防警報（氾濫注意水位）が発表されたとき。</u> ・水防長が必要と認めたとき。 ※その他、地域の状況による内容

第1配備	少数の人員で主として情報伝達を行う。
第2配備	所属人員を動員し、情報伝達、情報収集、出動要請等を行う。
第3配備	所属人員を全員動員し、万全な体制をとる。

2. 氾濫の発生・切迫を通報する河川について

国交省HPより



2. 氾濫の発生・切迫を通報する河川について

氾濫等の通報を行う河川名、区域（洪水予報河川）

※従前の区域と同じ

令和8年埼玉県水防計画書より

河川名	区域
綾瀬川	区域① 左岸 さいたま市緑区大字大門字野原4910番の2地先堰橋下流端から越谷市大字蒲生字山王3794番地先直轄管理区間境まで 右岸 川口市東川口5丁目31番14号地先堰橋下流端から草加市金明町1361番地3地先直轄管理区間境まで
中川	区域② 右岸 春日部市牛島1323-1 地先（倉松川合流点）から北葛飾郡松伏町下赤岩字掛井堀中通1876-1 地先まで 左岸 春日部市下柳1167 地先から北葛飾郡松伏町下赤岩内膳堀内上1672-1 地先まで
元荒川	区域③ 右岸 越谷市大字三野宮字中川原60-3 地先から越谷市東町二丁目地先（中川合流点）まで 左岸 越谷市大字野島字川端73-1 地先から越谷市中島地先（中川合流点）まで
新方川	区域④ 右岸 さいたま市岩槻区大字大戸字沼端515 番地先から越谷市中島地先（中川合流点）まで 左岸 春日部市大字増田新田字南313 番地先から吉川市川野地先（中川合流点）まで
大落古利根川	区域⑤ 右岸 南埼玉郡宮代町和戸三丁目14 地先から越谷市増森地先（中川合流点）まで 左岸 北葛飾郡杉戸町大字下高野233 番地先から北葛飾郡松伏町下赤岩地先（中川合流点）まで
新河岸川	区域⑥ 左岸 川越市大字大仙波1259-1地先から和光市下新倉4197地先まで 右岸 川越市大字扇河岸243-2地先から和光市下新倉6丁目4198-1地先まで
芝川	区域⑦ 左岸 さいたま市緑区大字大間木字八町2338番地の1地先八丁橋下流から川口市上青木2丁目地内 新芝川分派点まで 川口市上青木2丁目地内 新芝川分派点まで川口市領家5丁目地内 荒川合流点まで 右岸 さいたま市緑区大字大間木字八町1884番地の1地先八丁橋下流から川口市大字辻地内 新芝川分派点まで 川口市領家5丁目地内 新芝川合流点から川口市領家5丁目地内 荒川合流点まで
新芝川	区域⑧ 左岸 川口市上青木2丁目地内 芝川分派点から東京都足立区鹿浜2丁目地内 芝川合流点まで 右岸 川口市大字辻地内 芝川分派点から川口市領家5丁目地内 芝川合流点まで
入間川	区域⑨ 左岸 狭山市広瀬一丁目18地先（広瀬橋上流端）から川越市市場1127地先（入間川橋上流端）まで 右岸 狭山市鶴ノ木（広瀬橋上流端）から川越市池辺1969地先（入間川橋上流端）まで

2. 氾濫の発生・切迫を通報する河川について

埼玉県県土整備部河川砂防課
令和8年8月3日

氾濫等の通報を行う河川名、区域（水位周知河川）

※従前の区域と同じ

令和8年埼玉県水防計画書より

河川名	区域	
小山川（栗崎）	区域⑩	右岸 児玉郡美里町大字下児玉1095地先（東橋下流端）から深谷市西田591地先（志戸川合流点）まで 左岸 児玉郡美里町大字下児玉1256地先（東橋下流端）から深谷市榛沢字西河原295-2地先まで
小山川（内ヶ島）	区域⑪	右岸 深谷市西田591地先志戸川合流点から深谷市石塚629-1地先（新明橋下流端）まで 左岸 深谷市榛沢字西河原295-2地先から深谷市高島50-1地先（新明橋下流端）まで
福川	区域⑫	右岸 熊谷市西野字堀之内460-1地先（井殿橋上流端）から行田市北河原（利根川合流点）まで 左岸 熊谷市西野字村478-3地先（井殿橋上流端）から行田市北河原（利根川合流点）まで
女堀川	区域⑬	右岸 本庄市四方田143-2地先から深谷市西田地先小山川合流点まで 左岸 本庄市今井205-19地先から深谷市西田地先（小山川合流点）まで
唐沢川	区域⑭	右岸 深谷市西島490-3地先（JR高崎線唐沢川橋梁下流端）から深谷市成塚地先小山川合流点まで 左岸 深谷市西島650-10地先（JR高崎線唐沢川橋梁下流端）から深谷市成塚地先小山川合流点まで
市野川（天神橋）	区域⑮	右岸 東松山市大字市ノ川字西耕地511-1地先（境橋下流端）から東松山市大字松山（滑川合流点）まで 左岸 東松山市大字市ノ川字西耕地510-3地先（境橋下流端）から東松山市大字松山（滑川合流点）まで
市野川（慈雲寺橋）	区域⑯	右岸 東松山市大字松山（滑川合流点）から比企郡川島町大字東大塚（荒川合流点）まで 左岸 東松山市大字松山（滑川合流点）から比企郡川島町大字東部（荒川合流点）まで
鴨川（日進上）	区域⑰	右岸 上尾市向山263-11地先（揺木橋下流端）からさいたま市西区中野林字袋346-3地先まで 左岸 上尾市西宮下4丁目（揺木橋下流端）からさいたま市西区水判土字堀之内102-1地先まで
鴨川（鴨川排水機場）	区域⑱	右岸 さいたま市西区中野林字袋346-3地先からさいたま市桜区新開（さくら草橋上流端）まで 左岸 さいたま市西区水判土字堀ノ内102-1地先からさいたま市桜区田島9丁目（さくら草橋上流端）まで
鴻沼川	区域⑲	右岸 さいたま市北区櫛引町2丁目253-1地先からさいたま市桜区田島地先（鴨川合流点）まで 左岸 さいたま市大宮区大成町3丁目689地先からさいたま市桜区田島地先（鴨川合流点）まで
柳瀬川	区域⑳	右岸 新座市大和田3丁目97地先（都県境）から志木市本町2丁目1650-1地先（新河岸川合流点）まで 左岸 所沢市大字城字矢崎53地先（柳瀬川橋下流端）から志木市中宗岡5丁目7037地先（新河岸川合流点）まで
黒目川	区域㉑	右岸 朝霞市膝折町4丁目1733-1地先から朝霞市根岸地先（新河岸川合流点）まで 左岸 朝霞市膝折町3丁目1959-3地先から朝霞市根岸地先（新河岸川合流点）まで

2. 氾濫の発生・切迫を通報する河川について

埼玉県県土整備部河川砂防課
令和8年8月3日

氾濫等の通報を行う通報基準、通報担当官署等（洪水予報河川）

※**通報基準を新たに設定**、通報先は従前の関係水防管理団体と同じ

令和8年埼玉県水防計画書より

河川名	観測所名	地先	区域	通報基準	関係水防管理団体
綾瀬川	一の橋	草加市 長栄町	区域①	・ 氾濫発生水位（5.30m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	さいたま市、川口市、 越谷市、草加市
中川	牛島	春日部市 藤塚	区域②	・ 氾濫発生水位（6.83m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	春日部市、吉川市、松伏町
元荒川	三野宮	越谷市 三野宮	区域③	・ 氾濫発生水位（7.45m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	越谷市
新方川	増林	越谷市 花田	区域④	・ 氾濫発生水位（4.56m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	さいたま市、越谷市、 春日部市、吉川市
大落古利根川	杉戸	北葛飾郡 杉戸町杉戸	区域⑤	・ 氾濫発生水位（8.22m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	越谷市、春日部市、松伏町、 杉戸町、宮代町
新河岸川	宮戸橋	朝霞市 宮戸	区域⑥	・ 氾濫発生水位（8.48m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	志木市、朝霞市、和光市、 富士見市、ふじみ野市、 川越市
芝川	青木水門	川口市 辻	区域⑦	・ 氾濫発生水位（6.13m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	さいたま市、川口市
新芝川	青木水門	川口市 辻	区域⑧	・ 氾濫発生水位（6.13m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	さいたま市、川口市
入間川	新富士見	狭山市 上広瀬	区域⑨	・ 氾濫発生水位（50.38m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	狭山市、川越市

2. 氾濫の発生・切迫を通報する河川について

埼玉県県土整備部河川砂防課
令和8年8月3日

氾濫等の通報を行う通報基準、通報担当官署等（水位周知河川）

※**通報基準を新たに設定**、通報先は従前の関係水防管理団体と同じ

令和8年埼玉県水防計画書より

河川名	観測所名	地先	区域	通報基準	関係水防管理団体
小山川（栗崎）	栗崎	本庄市 栗崎	区域⑩	・ 氾濫発生水位（62.76m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	本庄市、美里町、 大里郡利根川水害予防組合
小山川（内ヶ島）	内ヶ島	深谷市 大塚	区域⑪	・ 氾濫発生水位（40.10m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	大里郡利根川水害予防組合、 本庄市
福川	井殿橋	熊谷市 西野字宮前	区域⑫	・ 氾濫発生水位（29.82m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	大里郡利根川水害予防組合、 行田市
女堀川	今井大橋	本庄市 今井	区域⑬	・ 氾濫発生水位（68.70m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	本庄市、深谷市
唐沢川	新東橋	深谷市 西島町	区域⑭	・ 氾濫発生水位（39.33m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	深谷市
市野川（天神橋）	天神橋	東松山市 松山	区域⑮	・ 氾濫発生水位（21.11m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	東松山市
市野川（慈雲寺橋）	慈雲寺橋	吉見町 江網	区域⑯	・ 氾濫発生水位（19.86m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	吉見町、川島町、東松山市
鴨川（日進上）	日進上	さいたま市西区 日進町二丁目	区域⑰	・ 氾濫発生水位（8.80m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	さいたま市、上尾市
鴨川（鴨川排水機場）	鴨川 排水機場	さいたま市桜区 下大久保	区域⑱	・ 氾濫発生水位（8.09m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	さいたま市
鴻沼川	十五条橋	さいたま市北区 櫛引二丁目	区域⑲	・ 氾濫発生水位（12.81m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	さいたま市
柳瀬川	清柳橋	所沢市 坂の下	区域⑳	・ 氾濫発生水位（21.87m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	志木市、新座市、所沢市、 三芳町、富士見市
黒目川	浜崎	朝霞市 浜崎	区域㉑	・ 氾濫発生水位（7.06m）に到達 ・ 巡視や河川監視カメラにより、氾濫発生を確認	朝霞市